

## 忠岡町審議会等の会議の公開に関する指針

### 1 目的

この指針は、審議会等の会議（以下「会議」という。）を公開することにより、審議会等のより透明かつ公正な運営の確保を図り、もって住民の知る権利の保障に資するとともに、住民参加による町政の推進に寄与することを目的とする。

### 2 定義

この指針の対象となる審議会等は、次のとおりとする。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定に基づき、町長その他の執行機関に置かれる附属機関
- (2) 要綱等により町長その他の執行機関に置かれる附属機関に準ずる機関

### 3 会議の公開

会議は、原則として公開する。

### 4 非公開の会議

前項の規定にかかわらず、会議が専ら不服申立て又は調停に係るものである場合にあっては、これを非公開とする。ただし、次に掲げる場合にあっては、公開することができる。

- (1) 不服申立てに係る口頭審理等について、当該申立人から公開の申立てがなされたとき。
- (2) 調停に係る口頭審理等において、当該当事者の双方から公開の申立てがなされたとき。

### 5 公開しないことができる会議

第3項及び前項ただし書の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する場合にあっては、会議を公開しないことができる。

- (1) 忠岡町情報公開条例（平成11年忠岡町条例第8号）第6条及び第7条の規定に該当する情報に関し審議する場合
- (2) 会議を公開することにより、公正かつ円滑な審議が著しく阻害され、会議の目的が達成できないと認められる場合

### 6 公開又は非公開の決定

会議の公開又は非公開の決定は、第3項から前項に定める基準に基づき、審議会等の長が当該会議に諮って行う。なお、会議を公開しないことを決定したときは、その理由を明らかにしなければならない。

### 7 公開の方法等

公開で行う会議は、会場に一定の傍聴席を設け、傍聴を希望する者に許可することによ

り行う。なお、審議会等の長は、会議を円滑に運営するため、傍聴に係る遵守事項等を定め、会議の開催中における会場の秩序維持に努める。

## 8 会議の開催の周知

会議を公開する場合は、開催予定日の7日前までに、会議の開催について周知する。ただし、会議を緊急に開催する場合は、この限りでない。会議開催の周知事項は次のとおりとし、インターネットの利用等により行うものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時及び場所
- (3) 議題
- (4) 傍聴に関する事項
- (5) 聞い合わせ先
- (6) その他会議の長が必要と認める事項

## 9 会議結果の公表等

審議会等は、会議の結果について、次の各号に掲げる事項を記載した会議録を作成し、公表に努めるものとする。なお、会議結果については、当該会議を開催した日からおおむね1月以内に、会議録及び会議資料等の写しを情報公開担当課へ送付し、インターネットの利用等において住民の閲覧に供するものとする。

- (1) 会議の名称
- (2) 会議の開催日時
- (3) 会議の開催場所
- (4) 会議の公開の可否
- (5) 傍聴者数（公開の場合）
- (6) 非公開の理由（非公開（会議の一部非公開を含む。）の場合）
- (7) 出席委員
- (8) 会議の議題
- (9) 配付資料
- (10) 会議の内容
- (11) その他必要な事項

## 10 特別の定めがある場合の取扱い

会議の公開等について法令又は条例等に特別の定めのあるときは、その定めるところによる。

## 11 適用期日

この指針は、平成26年12月1日から施行し、平成27年4月1日以降に開催される会議から適用する。